

議案第5号

新座市認知症施策推進委員会条例

(設置)

第1条 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）

第13条第1項の規定による認知症施策推進計画（次条第1号及び第2号において「認知症施策推進計画」という。）を適正に推進するため、新座市認知症施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、認知症施策推進計画の策定について調査審議すること。
- (2) 認知症施策推進計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認知症施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 認知症である者又はその家族
- (5) 介護保険の被保険者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

新座市認知症施策推進委員会を設置したいので、この案を提出するものである。